

九州産廃(株)周辺の河川等の水質検査結果

平成 18 年度に本市が実施した九州産廃(株)周辺の河川等の水質検査結果を公表します。

検査結果は表のとおりで、基準を上回る値は検出されませんでした。

ダイオキシン類の測定結果

平成 18 年度に、本市が九州産廃(株)溶融キルン式焼却炉の煙道の排ガスを採取した結果は次のとおりです。

採取日	測定結果	
	市	会社
平成18年4月6日	0.00023	0.0028
平成18年10月26日	0.000070	0.0000060

※法基準値 5.0ng 以下、かつ、環境保全協定値 0.1ng 以下であること。

※ ng(ナノグラム)は 10 億分の 1 グラムのことです。

問い合わせ先 環境課

検査項目	単位	水濁法排水基準	監視井戸
カドミウム	mg/l	0.1	0.001未満
全シアン	mg/l	1	検出されない
鉛	mg/l	0.1	0.005未満
六価クロム	mg/l	0.5	0.005未満
砒素	mg/l	0.1	0.001未満
総水銀	mg/l	0.005	0.0005未満
アルキル水銀	mg/l	検出されないこと	検出されない
PCB(ポリ塩化ビフェニル)	mg/l	0.003	検出されない
トリクロロエチレン	mg/l	0.3	0.002未満
テトラクロロエチレン	mg/l	0.1	0.0005未満
ジクロロメタン	mg/l	0.2	0.002未満
四塩化炭素	mg/l	0.02	0.0002未満
1,2-ジクロロエタン	mg/l	0.04	0.0004未満
1,1-ジクロロエチレン	mg/l	0.2	0.002未満
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/l	0.4	0.004未満
1,1,1-トリクロロエタン	mg/l	3	0.0005未満
1,1,2-トリクロロエタン	mg/l	0.06	0.0006未満
1,3-ジクロロプロペン	mg/l	0.02	0.0002未満
チウラム	mg/l	0.06	0.0006未満
シマジン	mg/l	0.03	0.0003未満
チオベンカルブ	mg/l	0.2	0.002未満
ベンゼン	mg/l	0.1	0.001未満
セレン	mg/l	0.1	0.001未満

※監視井戸の項目は、監視委員会が定められた検査項目です。

検査項目	単位	水濁法排水基準 (mg/l)	立門川上流	産廃沈殿施設下流	菊池川合流地点	立門川湧水地	立門簡易水道水源地
水素イオン濃度(pH)	-	5.8~8.6	7.2(18.3℃)	7.0(18.0℃)	7.8(19.2℃)	6.5(18.7℃)	7.2(19.1℃)
生物化学的酸素要求量(BOD)	mg/l	160	1.0未満	2.1	1.0未満	1.0未満	1.0未満
浮遊物質(SS)	mg/l	200	1.4	1.0未満	1.0未満	3	1.0未満
ノルマルヘキサン抽出物含有量(鉱油類)	mg/l	5	2.5未満	2.5未満	2.5未満	2.5未満	2.5未満
ノルマルヘキサン抽出物含有量(動植物油脂類)	mg/l	30	2.5未満	2.5未満	2.5未満	2.5未満	2.5未満
フェノール類	mg/l	5	0.025未満	0.025未満	0.025未満	0.025未満	0.025未満
銅	mg/l	3	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満
亜鉛	mg/l	5	0.01未満	0.01	0.01未満	0.01未満	0.01未満
溶解性鉄	mg/l	10	0.01未満	0.02	0.01未満	0.01未満	0.01未満
溶解性マンガン	mg/l	10	0.01未満	3.3	0.01未満	0.01未満	0.01未満
クロム	mg/l	2	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満
フッ素	mg/l	8	0.1未満	0.1	0.1未満	0.1未満	0.1未満
大腸菌群数	mpn/100ml	3000	2未満	20.0	2未満	2未満	2未満
全窒素(T-N)	mg/l	120	0.6	15.0	0.1未満	1.7	0.5
全燐(T-P)	mg/l	16	0.05未満	0.05未満	0.05未満	0.05未満	0.05未満

九州産廃(株)周辺の河川等の水質検査結果を公表します。

検査結果は表のとおりで、基準を上回る値は検出されませんでした。

検査結果は表のとおりで、基準を上回る値は検出されませんでした。

検査結果は表のとおりで、基準を上回る値は検出されませんでした。

検査結果は表のとおりで、基準を上回る値は検出されませんでした。

検査結果は表のとおりで、基準を上回る値は検出されませんでした。

検査結果は表のとおりで、基準を上回る値は検出されませんでした。

城野静軒(弥三次)

城野氏の祖先は、菊池十二代武時の五男城野对馬守武茂の後裔となっています。静軒(一八〇〇〜一八七三)は、細川越中守内諸役人段城野喜平と宗氏の娘の長男として生まれ、文化十二(一八一五)年三月に十六歳で家督を相続、弥三次と改めました。城野氏は宗氏と並ぶ隈府豪商で、静軒は、天保十三(一八四二)年に「古手・物産買入」の許可を得て、商売に精を出しています。



城野静軒書上下(表紙と書風)

城野静軒は、文芸では、最初松江松石に入門し、没後は松江龍淵・涪灘、桑満負郭に会談。詩文を学び、文政十(一八一七)年頃、時習館訓導の河部仙吾に入門し、時習館講堂にも出席、後に留守居・中小姓となります。武芸では、炮術・剣術・体術・居合・射術・槍術などの免許相伝や皆伝を取得しています。静軒は、特に筆道に優れ、その自己研鑽ぶりについて、『城野静軒先生伝』には、「筆道八文化二(一八〇五)年、七歳ノ時ヨリ、北島雪山(一六三七〜一六九八)ヲ慕ヒ、全七(一八一〇)年十一月、十一歳ノ時、葉室黄華先生ニ注意セラレ、文徴明(一四七〇〜一五五九、明の書家)ヲ練習ス。文化十二年、尚又注意ヲ受ケ、文政七(一八二四)年二十五歳ヨリ子昂(趙子昂、一二五四〜一三二二、元の書家)ヲ習ヒ、天保三(一八三二)年三十一歳ノ春ヨリ、王羲之(三二一〜三七九、東晋の書家)ヲ慕ヒ、専心練習シテ、注意ヲ貫通スルヲ得。以来年々揮毫ニ違アラズ(まま、年と歳が不一致)と記されています。静軒の「論語」の書は、親友の横井小楠を通じ、越前藩主松平慶永(春嶽)の賞讃を得、また肥後藩の軍艦「龍驤丸」の揮毫のお礼に、細川護久と護美から、直筆の額をもらっています。慕は隈府の西照寺にあり(文責) 社会教育指導員 堤 克彦

人権同和教育シリーズ(25) 人権学習を通して 学んだ事

菊池南中2年 今村優希

「おかしい!」僕は、人権学習を通して、そう思いました。部落の人だからと言って差別をしたり、水俣の人が水俣病と呼ばれる公害になっただけで自分たちのせいだと分かっているのに水銀を流し続けたり、原因が分かり、うつらないと分かっているのに、ずっと差別されたりする事がおかしいと思う事です。江口さんの講演のビデオを見て、「人の値打ち」という資料を読むと、「人の値打ち」は他から見ると着物や肩書き、学歴や生まれた所といった、外側の部分に左右されるけど、本当の人の値打ちは、もっと違う所。つまり内面的な部分にある。という事を言っていると思います。僕も、肩書きや、学歴も大事だけど、もっと大事なはその人の思いやりや考えなど、内面的な部分だと思っています。まして、生まれた所なんている人は、全くと言っていいほど関係がないと思います。

部落で生まれたからパーティーに呼ばれない。部落に生まれたから仕事に就けない。部落に生まれたから結婚も反対される。部落の人は何もしていません。部落の人だからみんなだめだという事ではありません。なぜ、部落の人が差別されるのかというと、昔の人が、自分たちの勝手な都合で決めたからです。今は、もうなくなつたのに、まだ差別するというのは、おかしいと思います。水俣病は、チツソ工場から流れる排水を、海に直接流していたために起こった公害です。チツソ工場の人は、そのことを知っていて、排水を流し続けました。水俣病になつた人は、周りから奇病や伝染病などと言われ、みんなからさけられました。そして、原因が分かっただけで、みんなから忌み嫌われ、家族が患者だという事も言えず、お金を請求したらお金がほしいからと言われて、修学旅行などで水俣から来たというだけで、嫌な顔をされます。今でも後遺症で苦しんでいる人がいるのです。どうして分からないんでしょうか。

僕にも、人を差別する心があると思います。この学習を通して、僕も自分を見つめ直すと思います。そして、差別のない世界を作って行きたいです。そのためには、一人ひとりが考え、自分を見つめ直し、行動して行かなくてはなりません。しかし、人の心は弱いのです。だから、一人ひとりが強い信念を持ち、自分が差別されたらと考え、この世の中から差別を一つでも多くなくしていくかなくては行けないのです。僕にも、人を差別する心があると思います。この学習を通して、僕も自分を見つめ直すと思います。そして、差別のない世界を作って行きたいです。

6月の「税」の納期限

問い合わせ先 税務課

●住民税第1期

※口座振替を利用している人は、6月25日(月)に振替を行いますので、残高の確認をお願いします。

☎(25) 2121

高校生の税 作文募集

国税局や税務署では、今年も高校生の皆さんから税に関する作文を募集します。

テーマ

- ①税や税務署についての意見
- ②税について学習したことに関する意見や感想
- ③税務署や公共的な施設を見学したことがあれば、その体験や印象
- ④税にかかわる家族の体験談や周りの方の話を聞いて、自分が考えたこと

など、税に関するものであれば何でも結構です。

字数は、2千字程度で、締切りは9月7日(金)です。

問い合わせ先

- 熊本国税局国税広報監室 ☎096(354)6171
- 菊池税務署 ☎(25) 2121